

平成31年度 守口市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度守口市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	143,500人		
(2) 年間総処理水量	25,940,000m <sup>3</sup>		
(3) 年間有収水量	15,895,000m <sup>3</sup>		
(4) 主要な建設改良事業	管渠整備事業	工事費等	1,776,926千円
	ポンプ場整備事業	工事費等	395,325千円
	処理場整備事業	工事費等	52,404千円
			管渠更新工事等
			ポンプ設備更新工事等
			処理場更新工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,502,883千円
第1項 営業収益		3,664,757千円
第2項 営業外収益		838,116千円
第3項 特別利益		10千円

	支	出
第1款 下水道事業費用		3,814,356千円
第1項 営業費用		3,535,976千円
第2項 営業外費用		274,880千円
第3項 特別損失		3,000千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,262,587千円は、当年度分損益勘定留保資金1,064,199千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,906千円、減債積立金118,482千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,173,890千円
第1項 企業債		1,424,800千円
第2項 他会計負担金		77,990千円
第3項 国庫補助金		671,000千円
第4項 負担金等		100千円

	支	出
第1款 資本的支出		3,436,477千円
第1項 建設改良費		2,224,655千円
第2項 固定資産購入費		179,822千円
第3項 企業債償還金		1,032,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	松下菊水放流幹線 築造工事	2,000,000 千円	平成29年度	454,480 千円
				平成30年度	848,936
				平成31年度	696,584
		本町松下線築造工 事(その1)	900,000	平成31年度	600,000
				平成32年度	300,000
		大枝寺方線築造工 事	180,000	平成31年度	120,000
				平成32年度	60,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
窓口支援システム導入事業	平成36年度まで	6,886 千円
寺方ポンプ場改築更新基本設計及び導入可能性調査事業	平成32年度まで	18,447 千円
門真守口増補幹線関連事業	平成32年度まで	95,000 千円
合 計		120,333 千円

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	そ の 他
下水道施設整備事業	1,345,900 千円	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年 7.0% 以 内	政 府	40年 以 内	5年以内	年賦又は 半年賦 元利均等 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。
寝屋川北部流域 下水道事業	78,900 千円			地 方 公 共 団 体 金 融 機 構				ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
合 計	1,424,800 千円			そ の 他				なお、起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失
- (2) 建設改良費、固定資産購入費及び企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 366,022千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち200,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 200,000千円

平成31年2月20日提出

守口市長 西端 勝樹